

報 告

修学困難な留学生への対応について — 学生管理のマニュアル化に向けて —

○京 祥太郎*1 薬師寺 徹*1 山口顕秀*1

キーワード：留学生、学生管理、除退学、学習支援、フローチャート

1 はじめに

至誠館大学（以下、本学）では、2019年4月から基礎調査・分析ワーキンググループを発足し、東京キャンパス（旧サテライト教室）に在籍する留学生の諸問題、特に除籍退学（以下、除退学）について、東京キャンパスに所属する教職員を中心としたワーキンググループのメンバーで調査分析を行ってきた。2021年4月には、修学困難な留学生への対応についてのワーキンググループを同じメンバーで発足し、ワーキンググループでの検討事項を「学生管理のマニュアル化」とし、現在、調査分析を行っている。本稿では、2021年4月から開催されてきたワーキンググループの会議で報告した内容をまとめ、本学の修学困難な留学生への対応についての対応策を報告する。

2 留学生の学生管理について

外国人留学生の学生管理については、2019年6月に文部科学省および出入国在留管理庁から「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」¹⁾が示された。それによると、現状の課題として、所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在、不法就労等につながっている実態が懸念されるとされており、「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」（不法在留者数等にかんがみ、留学生の経費思弁能力等について慎重な審査を行う大学等を指す）とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、大学名等を文部科学省と同時に公表する、としている。また、

文部科学省として、不法在留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付処置の導入、在籍管理の適正を欠く大学等への制裁の強化（奨学金枠の削減、当該大学名の公表、政府主催の留学フェアへの参加制限）等の処置を講ずるとしている。

さらに、令和3年4月には、文部科学省から「外国人留学生の適切な受け入れ及び在籍管理の徹底について（通知）」²⁾がなされ、外国人留学生の適切な受け入れについて以下のように述べている。

各大学等が入学を許可して受け入れた外国人留学生については、自ら責任を持って在籍管理を行う必要があります。学生数の確保という観点で安易に留学生を受け入れることは厳に慎むとともに、充実した教育指導及び留学生を含んだ適切な定員管理を確保する観点から、受入れ数については、当該大学等の入学定員、教職員組織、施設整備等を考慮した適切なものとし、教育体制の現状に見合わない過大な数とならないようにしてください。

外国人留学生の適切な在籍管理の徹底については以下の通り述べている。

各留学生について、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握するようお願いいたします。特に、資格外活動許可の要件（週28時間等）が留学生に十分に理解されておらず、在留期間許可申請が不許可となる事例がありますので、十分御留意ください。

*1 至誠館大学 現在社会学部

また、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底するとともに、改善の見込みのない場合には退学について協議する等、適切な対応をお願いします。加えて、退学等の処分を行う際は、大学等が責任を持ってその後の帰国や進学・就職の指導等を行い、当該学生が不法滞在にならないよう適切な対応をお願いします。

出入国在留管理庁は、令和2年4月に「教育機関の選定について」³⁾を発表し、選定の概要として以下のように述べている。

出入国在留管理庁においては、留学生に係る入国・在留審査を適切かつ円滑に行う観点から、毎年、在留資格「留学」により留学生を受け入れている教育機関の中から適正校（留学生の在籍管理が適正に行われていると認められる教育機関）を選定しており、適正校として選定された教育機関は、在籍する留学生が在留許可の申請を行う際に提出書類の一部が省略されるなど、手続の簡素化の対象となります。

選定の方法に関しては以下のように述べている。

次の①から③までの基準のいずれにも該当する教育機関を適正校として選定します。

① 前年1月末の在籍者数に占める問題在籍者（前年1月1日から12月31日までの1年間において次のアからオまでのいずれかに該当した者のことをいう。以下同じ。）の数の割合（以下「問題在籍率」という。）が5%以下であること。

ただし、前年1月末の在籍者数が19人以下である場合は、問題在籍者数が1を超えないこと。

ア 不法残留した者

イ 在留期間更新許可申請が不許可（修学状況の

不良等在留実績に関するものに限り、当該申請に関し、申請どおりの内容では許可できない旨の通知を受けたものを含む。）となった者

ウ 在留資格を取り消された者

エ 資格外活動の許可を取り消された者

オ 退去強制令書が発付された者

なお、問題在籍者は、上記アからオまでのいずれかに該当することとなった理由の原因となる事実が発生した時期に在籍していた教育機関に計上し、当該時期において複数の教育機関に在籍していた問題在籍者については、その在籍期間の長短にかかわらず、当該時期において在籍していた教育機関に案分して計上します。

② 出入国管理及び難民認定法第19条の17に基づく届出により当該機関に受け入れた外国人の在留状況が確認でき、その状況に問題がないこと。

③ 上記①又は②のほか、在籍管理上不適切であると認められる事情がないこと。

これらを踏まえ、問題在籍者が5%未満になるための方策として、東京キャンパスでは学生管理のマニュアル化をすることとし、まず始めに学生管理のためのフローチャートを作成することとした。

3 フローチャートの作成

3.1 経緯

現在、修学困難な留学生については、東京キャンパスでは2018年度後期から導入されたICT（Active Portal および Melly）の機能を活用し、基礎ゼミ・専門演習及び卒業研究指導担当教員（以下、担当教員）、事務職員（含む語学職員）、学生委員が対応している。しかし、それぞれが必要に応じて個別に対応しているだけで、組織的に体系立っていないのが現状である。また、必然的に除退学に関係する学生委員、

在留資格（以下、ビザ）の更新等に関する事務職員の対応が多くなり、業務量に偏りがあるのも課題である。

そこで、組織的に体系立って対応ができることを目的に、学生管理のマニュアル化の第一歩として修学困難な留学生への対応フローチャートを西山・浅川(2016)などを参考に作成することとした。留学生の置かれている状況をレベルに分け、それぞれの段階で必要なアプローチができるようにした。フローチャートを活用することで、学生管理の可視化ができ、学生が現在のどの段階にいるのかなど明確になり、より適切な学生管理ができるようになるものと思われる。

3.2 レベル分け

留学生の置かれている状況を 3 つのレベルに分け、また、それぞれの段階でどのようなアプローチが必要なのかを整理した。

- レベル1：出席状況が悪くなってきている段階
- レベル2：連絡がつかない段階
- レベル3：状況が深刻な段階
- その他：(本人の意思とは関係なく) 帰国することが決まった段階

レベル1では、「出席状況が悪くなってきている段階」として、担当教員が対応する。早期発見、早期対応が目的である。該当の講義の出席状況や日々蓄積される Active Portal の欠席情報をもとに、担当教員が Melly で呼びかけをする。もし、連絡が取れない場合や改善が見込まれない場合(例：出席率が80%を下回った場合等)は、語学職員から Melly や他の SNS ツールを駆使して連絡してもらうようにする。

レベル2では、「連絡がつかない段階」として、事務職員(語学職員)が対応する。自宅訪問およびアルバイト先訪問による安否確認が目的である。訪問効果がなかった場合は、母国の親族に語学職員から行方不明である旨の連絡をしてもらうようにする。

レベル3では、「状況が深刻な段階」として、学生委員が対応する。語学職員が母国の親族に行方不明である旨の連絡をした後、学生委員会により学則に定める「長期にわたり行方不明の者」として除籍処分を行う。更に、東京キャンパス事務長が警察に行方不明の捜索願を出し、入管に報告する。

同時に、帰国者の対応についてもまとめた。これは基本的には事務職員が対応する。学生が自主的に帰国する場合は、航空券の確認、語学職員が母国の親族に帰国したかどうかの確認をする。強制的に帰国させる場合は、該当学生を確保した後、空港まで付き添い見送りをし、母国の親族に帰国したかどうかの確認をする。母国の親族に確認が取れない場合は再度、日本国内に不法滞在している学生の居場所の捜索をする。

また、「退学」を希望する場合は、担当教員が学生と面談をし、必要書類を提出させ、学生証を返却させる。担当教員が副申書を記入し事務所に提出するとし、「休学」を希望する場合は、担当教員が学生と面談をし、書類に記入させ提出させることとする。

なお、在留資格の変更および更新ができた場合は【問題なし】とし、在留資格の変更および更新ができなかった場合は【除退学後の帰国者対応】とした。

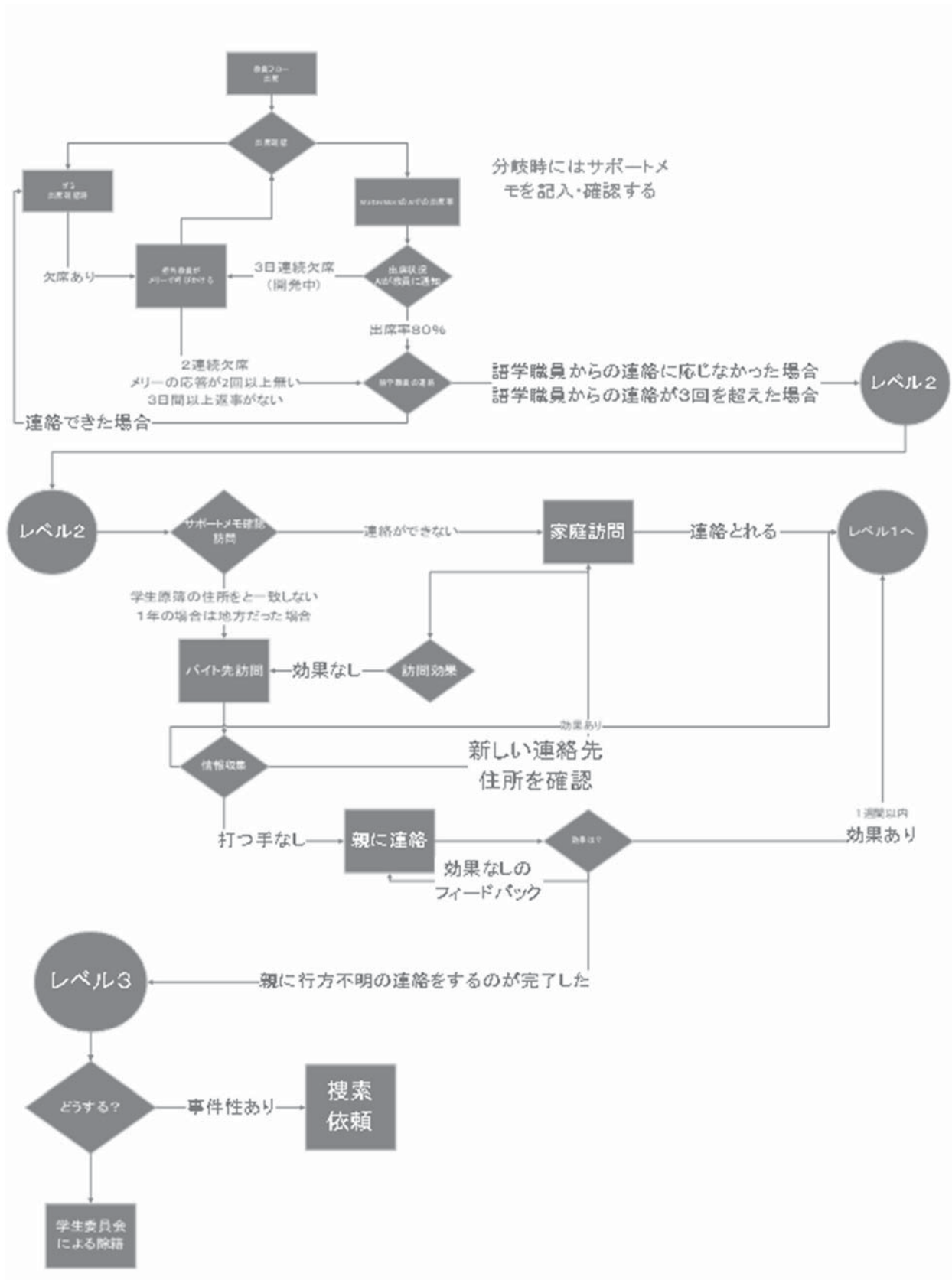


図1 フローチャート

表1 出席状況が悪くなってきている段階

レベル1：出席状況が悪くなってきている段階	
【担当教員マター】	
1・2年生・3年次編入（基礎ゼミ）、3年生（専門演習）、4年生（卒業研究指導）で対応	
<学生の状況>	<担当教員がすること>
<ul style="list-style-type: none"> ・該当の講義を休んだ場合 ・3日連続で欠席の場合（AIが探知） 	<ul style="list-style-type: none"> ・Melly等で呼びかける（「学生サポート」メモ記入） ・必要に応じて個別面談をし、<u>学費支払い状況、在留期限、課税証明、取得単位状況、欠席理由等の状況を確認する</u>（「学生サポート」メモ記入）
<ul style="list-style-type: none"> ・総出席率が80%を下回った場合 ・該当の講義を2回連続欠席した場合 ・Mellyの応答が2回以上ない場合（Mellyが【既読】にならない場合） ・3日間以上返事がない場合 	
↓	
<ul style="list-style-type: none"> ・語学職員からの連絡に応じた場合 → 【問題なし】 ・語学職員からの連絡に応じなかった、または、連絡が3回を超えた場合 → 【レベル2】へ 	

表2 連絡がつかない段階

レベル2：連絡がつかない段階	
【事務マター】	
全学年、事務で対応	
<学生の状況>	<事務職員がすること>
<ul style="list-style-type: none"> ・連絡がつかない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅やアルバイト先を訪問し安否確認をする（「学生サポート」メモ記入） ・場合によっては、警察の立ち合いのもと部屋を確認する
<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明の場合 	
↓	
<ul style="list-style-type: none"> ・親族へ連絡後1週間以内に応答がない場合 → 【レベル3】へ ・親族へ連絡後1週間以内に応答があった場合 → 【レベル1】へ 	

表3 状況が深刻な段階

レベル3：状況が深刻な段階	
【学生委員マター】 全学年、学生委員で対応	
<学生の状況> ・行方不明の状態 ・ビザ更新・変更不許可の場合 ・長期にわかり学費未納の場合	<学生委員がすること> 除籍処分の対象として手続きを進める <東京キャンパス事務長がすること> 行方不明の場合は警察に捜索願を出し、入管に報告する 裁判など法的処置が必要な場合は法人本部に依頼する
↓	
・連絡がとれ改善の見込みがある場合 → 【レベル1】へ ・帰国させる場合（ビザ更新・変更不許可等） → 【除退学後の帰国者対応】	

表4 学外業務

【除退学後の帰国者対応】 事務で対応	
<学生の状況> ・自主的に帰国する場合 ・強制的に帰国させる場合	<事務職員がすること> チケットなどの確認 語学職員が帰国したかどうかを母国の親族に確認する 学生確保 航空券購入代行（本国の親族に後日請求） 空港への見送り（帰国確認）

4 在籍管理状況の迅速・適格な把握と指導の強化

所在不明者になるケースとしては、以下のケースが考えられる。

- ① 在学中に所在不明
- ② 除退学後に所在不明（在留資格「短期滞在（帰国準備）」取得者等）

- ③ 卒業後に所在不明（在留資格「特定活動（就職活動）」取得者含む）

本学は、①に関しては対応をしてきたが、②③の「出口」に関して十分な対応ができていないのが現状である。

4.1 「在学中」における対応

修学困難な留学生への対応フローチャートの作成をし、2021年度の途中から適用している。

レベル1の出席状況が悪くなってきている段階での主な対策としては、「基礎ゼミ」などでの指導の徹底をすることとし、AIによる欠席情報をもとに、担当教員がMellyで呼びかけをし、さらに、Active Portalで情報を共有している。

レベル2の連絡がつかなくなっている段階での主な対策としては、語学職員（現在、中国語、ベトナム語、ネパール語に対応）を活用することとし、現在、自宅訪問したり母国の親族へも連絡をしてもらっている。

レベル3の学生委員による指導での主な対策としては、学生委員による「資格外活動違反（アルバイト超過）」者予備軍の洗い出しが行われ、全留学生に対し課税証明の提出（出願時および毎年6月）をさせている。

本学の留学生の特徴として、自国からではなく日本語学校から入学してくる留学生は、日本語学校では4月、10月入学が多く、来日時に2年（2年3か月）の在留資格「留学」を取得している者が多い。その場合、本学入学後の6月ごろに期間更新の時期がくることになる。今までは、日本語学校在籍時の1年目後半から2年目（1月～12月）にかけて行ったアルバイトの結果がビザ更新に反映され、資格外活動違反（アルバイト超過）による更新不許可者が多かった。一昨年ごろまでは「期間更新（変更）不許可」

（主に資格外活動違反）になった者に対して、学生委員が面談をし、除籍または退学をさせてきたが、昨年からは出願時および前年度の6月に課税証明を全学生（出願時は新入生のみ）に提出させ、期間更新の前段階で「資格外活動違反予備軍」に「退学」し、帰国するよう指導した結果、今年の1年生（および3年次編入生）には「資格外活動違反」での更新不許

可者は出ていない。

4.2 「出口」における対応

除籍・退学後の所在確認についての対応策としては、毎月の東京キャンパスでの「合同連絡会議報告事項」にて現状報告を行い情報共有している。

卒業後の所在確認については、在留資格「特定活動（就職活動）」取得者の追跡調査（就職したのか、帰国したのか等の確認）が必要であるが、現在は十分には実施されていない。

なお、追跡調査のゴールは「帰国済み」「就職可能な在留資格への変更済み」になるまでである。

5 まとめと今後の課題

修学困難な留学生として、今回は、出席状況から把握することとしたが、今後は、成績や生活面からのアプローチも必要になると思われる。また、卒業後の所在確認の追跡調査は、継続して行う必要があり、具体的な方策を構築することが必須である。また、学生委員による「資格外活動違反（アルバイト超過）」者予備軍の洗い出しもシステム化する必要があると示唆される。

謝辞

本稿をまとめるにあたり、ご協力頂きました福田東京キャンパス長をはじめとした東京キャンパスの「学生管理のマニュアル化」ワーキンググループの教職員の皆様には感謝申し上げます。

【引用文献】

- 1) 文部科学省、出入国在留管理庁（2019）「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/_icsFiles/afiedfile/2019/06/11/1417927_2.pdf（アクセス日 2021.11.11）

- 2) 文部科学省 (2021) 「外国人留学生の適切な受け入れ及び在籍管理の徹底について (通知)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm (アクセス日 2021.11.11)
- 3) 出入国在留管理庁 (2020) 「教育機関の選定について」
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00024.html
(アクセス日 2021.11.11)

[参考文献]

- 1) 西山聖久、浅川晃広 (2016) 「修学困難な留学生への対応に関する課題と提案」『名古屋高等教育研究』 16,269-285
- 2) 守谷正寛 (2017) 「甲南大学における学部留学生受入れによる教育等支援上の課題と考察」『甲南大学教育学習支援センター紀要』 2,15-32